

職員の自殺につき市の責任を認めた上で、損害額につき8割の過失相殺を認めた事案

# 糸島市事件



安西法律事務所 弁護士 木村恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』（共著・日本法令）など。

第1審 福岡地裁 平成28年1月21日判決（労働判例1151号-15頁）

第2審 福岡高裁 平成28年11月10日判決（労働判例1151号5頁・確定）（本判決）

本件は、福岡県糸島市（以下「I市」という。）の職員（担当課長）であったKが自殺をした（以下「本件自殺」という。）ことにつき、遺族3名（以下総じて「X」という。）が、国家賠償法1条1項に基づき糸島市に対して損害賠償請求をした事案である。昨今、労働時間管理の厳格化が求められる中で、管理職の過重負荷が問題となってきたこともあり、管理職に対する安全配慮の観点から実務上参考になる判決であろう。

## 1. 事案の概要

### 1) 当事者等

#### (1) 訴えた側(原告・控訴人)

訴えたのは、Kの遺族であるXである。

#### (2) 訴えられた側(被告・被控訴人)

訴えられたのはKが勤めていたI市である。

### 2) Xらの請求の根拠

Kは、I市における公務上の心理的負荷により精神障害を発症し、自殺をしたとして国賠法1条1項（予備的に安全配慮義務違反）に基づき損害賠償を請求した（請求額はX総額約7,800万円）。

### 3) 事実関係の概要

(1) I市は、平成22年1月1日、前原市、糸島郡二丈町及び糸島郡志摩町の合併（以下「本件合併」という。）により発足した普通地方公共団体である。

(2) K(昭和33年生、男性)は、大学卒業後、糸島郡前原町に技師として採用され、平成21年4月1日以降同市A部B課長を務め、その後、平成22年1月1日からはI市B部C担当課長を務めていた。

(3) 合併後、Kは、森林保護、農業用施設等に関する事務等を担当するとともに、合併前から担当していたG林地開発に伴う事務を担当した。さらに、合併に伴う条例案（以下「本件条例案」という。）を担当した。

(4) 本件条例案は、合併後に農業用施設工事実施の際、受益者である農家等から分担金を徴収する合併協

議会決議を受け、6月議会に上程するものとして作成され、この事務はKが担当した。

(5) Kは、本件条例案に関し、I市内部での会議等において説明を行うとともに、E部長及びF課長らとともに、15か所で計17回にわたり、住民説明会を行なった。同説明会では、一部の住民から反対意見やI市を非難する意見が出されることもあった。

(6) Kは、本件条例案の上程にあたり、議案書、想定問答集を作成した。また、6月には6議員の質疑通告に対する答弁案を作成する等した。

(7) 本件自殺前日、Kは、妻に「一生に一度とない『嫌ごと』をいろんな人に言われた」旨の発言をしていたり。

(8) Kは、同年6月5日、自宅で自殺をした。

(9) Kの時間外勤務時間数は、直前1か月は114時間だが、それ以前は平均月約41時間程度であった。

(10) 地方公務員災害補償基金福岡県支部長は、本件自殺につき遺族補償年金等を支給する決定をした。

## 2. 第1審判決の概要

Kの時間外勤務が長時間となったのは、本件自殺前1か月だけであり、また、公務の内容も上司や同僚と共同又は分担していたもので、質的に過重なものであったとは言えない等として、I市の責任を否定した。

## 3. 控訴審(本判決)

(1) 「労働契約において、使用者は、…(中略)…業

務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当<sup>①</sup>であり、…(中略)…この理は、地方公共団体と地方公務員の間にも同様に当てはまるものであり<sup>②</sup>、地方公共団体の代理監督者に上記の義務違反があった場合には、当該代理監督者には国家賠償法1条1項の過失があったというべきであるし、地方公共団体には安全配慮義務違反があったというべきである。」

## (2) 業務の過重性等について

本件条例案に関する業務は本件合併という特別な事情により発生した業務である上、旧市町の利害が対立し、市民や議員から反対の意見が続出して調整が難航していたものである。このような中、Kは、担当課長として地元説明、答弁書作成等をしたもので、その精神的負担は大きかったと考えられ、平均的な管理職員(課長職)にとって過重な業務であり、公務と本件自殺との間に因果関係を認めることができる。

## (3) 予見可能性等について

本件自殺前、Kには、過重労働により心身の健康を損なっていることを示す明らかな兆候があったから、I市の代理監督者であるE部長はKが過重な業務に起因して心身の健康を損なっていることを認識できたというべきであり、本件条例案に関する業務の過重性を認識していなかったE部長には安全配慮義務違反が認められ、I市は、Xに対して損害を賠償する義務がある。

## (4) 過失相殺について

Kは、管理職として、可能な業務を部下に割り振るなどして自らの労働時間を適正に管理する意識が弱く、また、I市のメンタルヘルスに関する相談制度を利用せず、業務によるストレスを蓄積していたのであり、本件自殺については、Kの勤務姿勢やメンタルヘルスの認識の低さが深く寄与しているというべきである<sup>③</sup>。してみると公平の見地に照らし、8割の過失相殺をするのが相当である<sup>④</sup>。

## ワンポイント解説

### 1. 地方公務員に対する安全配慮義務

下線①のように、使用者が、労働者に従事する業務を定めてこれを管理する際に、労働者が健康を損なうことがないように配慮する注意義務があることについては、最高裁判例(電通事件 最二小判平12・3・24)も認めているところであり、この理が、下線②のように地方公務員についても同様に解されることは、最高裁判例(京都市〔教員・勤務管理義務違反〕事件 最三小判平23・7・12)において認められているところである。本件では、1審判決も同旨の命題を示していた。地方公務員法も任命権者の指揮命令の下に公務に従事することからすれば、下線①同様の関係にあることは当然のことであろう。

### 2. 管理職自身の健康配慮による影響

使用者の安全配慮義務違反が問題とされた事案においては、電通事件において、労働者の性格やこ

れに基づく業務遂行の態様等が業務の過重負担に起因して損害額の発生等に寄与したとしても損害額の決定に際し、これを斟酌することはできないと判断されたことを受け、同様の判断をするケースが少なくない(アテスト〔ニコン熊谷製作所〕事件 東高平21・7・28等)。そのような中で、本件は、下線③のような指摘をして8割の過失相殺を認めた。本件では、Kは管理職であり、自らの裁量により勤務時間や業務配分を調整できる立場にあったことに加え、報告書の作成を部下にさせてはどうかとのE部長からの提案等を受け入れなかったことや、市ではメンタルヘルスにかかる相談体制を構築していたにも関わらず、Kが相談もしていなかったという事情が勘案されたものである。もっとも、かかる状況であっても公務の過重性が存している以上、市の責任が否定されていないことは、使用者としては留意すべきであろう。

1) 第1審では、「嫌ど」との具体的内容は明らかでないこと、Kが議員から罵声を浴びせられた話を聞いたことはない旨のEの証言等から、Kが議員その他関係者から人格を非難する発言を受けたとは認められないと判断されたが、第2審では、かかる発言を裏付ける妻の供述が具体的に迫真性があるとして信用性を認め、本件条例案に関する業務の性格に加え、答弁書作成時期にかかるKの発言があったことからすれば、本件条例案に関する業務を遂行する過程で、極めて大きい精神的ストレスを与える出来事であったと認定した。

2) 過失相殺の結果、本判決は、I市に、Xに対して総額約1,650万円の支払いを認めた。